

經濟論叢

第140卷 第5・6号

予算・情報・公共経済	池 上 惇	1
イギリス鉄鋼合理化と全国レベルの 労使関係	菊 池 光 造	15
ヨーロッパ「世界経済」形成期における ヴェネツィア預金銀行の発展	中 島 健 二	40
高田保馬の人口理論と社会学	中 西 泰 之	59
数量的社会認識の二形態	橋 本 勝	79

經濟論叢 第139卷・第140卷 総目録

昭和62年11・12月

京都大學經濟學會

ヨーロッパ「世界経済」形成期における ヴェネツィア預金銀行の発展

中 島 健 二

I 視座の設定

16世紀末から17世紀初めにかけてのヴェネツィア預金銀行の推転過程を例証に、同時代の西欧銀行史を構築すべき問題視角を確立することが本稿の主題である。結論の一端を示せば、この問題視角とは、一国の銀行を《外》なる世界市場と《内》なる国内（地域）経済とを切り結ぶ媒介環のひとつとして、そして媒介の総体的なあり方の変化を最も鋭敏に触知するアンテナとして把握し、かかる銀行の世界経済という《場》における絡み合いをそのまま銀行史として捉え返すことに他ならない。

まず議論を、中世から近代にかけての西欧銀行史に多大な貢献をなしたA・P・アッシャーとR・ド・ルーザーの業績をいかなる方向において批判摂取すべきか、という問題から始めることにする。

1. アッシャーの「初期預金銀行」論

A・P・アッシャーは『銀行の諸起源：初期預金銀行，1200-1600年』¹⁾（1934年）のなかで、まず、中世における南欧地中海地域²⁾の預金銀行の信用活動を具体的に追跡した後、それらに共通する特質として、書式契約に対する口頭契

1) Usher, A. P., "The Origins of Banking: The Primitive Bank of Deposit, 1200-1600," *Economic History Review*, vol. IV, 1934, pp. 399-428. rep. in: Lane, F. C. ed., *Enterprise and Secular Change*, 1953, pp. 262-291. 本稿の引用ページ数は後者の文献による。

2) 議論の対象とされた具体的な地域は、イタリアのジェノヴァ、フィレンツェ、ヴェネツィア、ナポリ、シチリア、そしてスペインのパルセロナ、ヴァレンシアなどである。

約の優位性と商業証書の流通性の欠如、の二点を指摘した³⁾。さらに彼は、これらの特質を備えた銀行に「初期預金銀行」という概念規定を施こしたうえで、それらが旧い殻を打破することによって「近代的」と規定すべき新たな特性を身につけることができたかどうかという論点を加えた。この場合、銀行の許を離れた書式契約証書（小切手）の流通と〈裏書から割引へ〉という商業証書の流通性の高まりが「近代的銀行」成立の条件である。

アッシャーによれば、南欧の「初期預金銀行」は、裏書を広範に許容するに至らなかったという点において、「近代的銀行」へと発展することができなかった⁴⁾。それに対して、商業証書の流通性を裏書形式にまで高めていったのは、16世紀中期から17世紀末にかけてのイギリス、フランス、オランダ、ドイツなどの北西欧諸国であった⁵⁾。

2. ド・ルーヴェーの「為替手形の発展」論

アッシャーの問題関心を継承したド・ルーヴェーの著書『為替手形の発展、14-18世紀』⁶⁾を、以下「近代的銀行」の起源の探求という課題に沿って、三段にわたって要約する。

(1)14-16世紀にかけて、イタリアのマーチャント・バンカーが、教会法における高利禁止の非難をかわすために、為替差益の形態をとる貸付利子の取得を目的として、西欧的規模の為替金融活動を展開した (Chap. II, III.)。

(2)16世紀のアントワープにおける約束手形の流通性の発展を契機に、イギリスやドイツ・ハンザの商人が、この流通性を外国為替手形にも拡張しようと努

3) 口頭契約とは、取引当事者双方が銀行に赴き、そこで口頭により預金の振替あるいは支払を指図する契約のことを言い、書式契約とは、公証人によって銀行の元帳に記載されることなく結ばれた契約のことである。また、商業証書の流通性の欠如とは、預金銀行の取扱の対象となる為替手形や約束手形などが債権者の手を離れて次々と流通する能力を未だ獲得するに至っていないこと、あるいは流通性を備えた商業証書の預金銀行による取扱の未発展のことを言う。

4) 小切手の流通は15世紀末までに既にかなりの拡がりを見せており、その後も概ね禁止の対象とはならなかった。したがって、口頭契約の法的優位性はしだいに失われつつあったと考えられる。 Usher, A. P., *ibid.*, pp. 286-291.

5) Usher, A. P., *The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe*, vol. I, 1943, pp. 98-99, 102-103, 108-110, 123-124.

6) De Roover, R., *L'Evolution de la Lettre du Change, XIV^e-XVIII^e siècles*, 1953.

め、17世紀前半までに外国為替手形の裏書慣行が北西欧に確立されていった(Chap. IV.)。

(3)イギリスでは、外国為替手形に続いて国内為替手形も裏書されて流通するようになり、やがて西欧の他諸国に先駆けて手形割引が定着した(ただし、その時期は明確に示されていない)。一方、大陸では、動揺と倒産を繰返す民間預金銀行の後を継承しつつも、手形割引を行なうまでには至っていない公立銀行⁷⁾と、相変わらず為替投機に努める大手マーチャント・バンカーとの并存したシステムが18世紀末まで続いた(Chap. V.)。

ド・ルーヴァーによれば、民間銀行に代って登場した大陸の公立銀行は、「中世の両替商」からその機能を継承した銀行にすぎず、したがって預金振替銀行の域を出るものではなかった⁸⁾。

3. 確立すべき視座

アッシャーやド・ルーヴァーの西欧銀行史において注目すべきは、ヴェネツィアの預金銀行の位置付けである。その点に焦点を据えて、彼らの議論を再度次のように整理する。

商業証書の完全な流通性の獲得という点で、イギリスは17世紀末に大陸諸国に一步先んずる。遅れをとった大陸の銀行のなかでも、手形裏書が抑圧される傾向にあった南欧の預金銀行は16世紀後半から停滞を示すようになる。こうした「保守的」な南欧の銀行の中にあってヴェネツィアの預金銀行は、16世紀初めに小切手の流通までも禁止する(後述)など、より一層「中世的伝統に忠実な」⁹⁾「超保守的」¹⁰⁾銀行であった。

わたしたちは、共時／通時の時間軸に沿って西欧という規模の大きな視野の

7) 具体的には、パレルモ(1552)、ジェノヴァ(1586)、ヴェネツィア(1587)、ミラノ(1597)、ローマ(1605)、アムステルダム(1609)、ミドルブルグ(1616)、ハンブルグ(1619)、ニュールンベルグ(1621)が列举されている。De Roover, R., *ibid.*, p. 136.

8) De Roover, R., "New Interpretations of the History of Banking," in: Kirshner, J. ed., *Business, Banking and Economic Thought. Selected Studies of Raymond de Roover*, 1974, pp. 251-257.

9) De Roover, R., *L'Evolution*, p. 144.

10) Usher, A. P., "The Origins," pp. 289-290.

下に諸銀行の変遷を通観しようとする試みが、どうしても信用技術の〈伝播史〉や信用制度の〈変遷史〉にとどまりがちであるということを十分に留意する必要がある。こうした通弊に陥らないために、まずは中世預金銀行の次のような機能を重視しなければならない。

まず第一に、預金銀行家は銀行預金を自己資産とともに遠隔地貿易に投資する商人であったということ¹¹⁾。第二に、預金銀行は西欧の規模でなされるマーチャント・バンカーの為替手形取引の支払および振替機関の役割を果たしたということ¹²⁾。第三に、上の二点と大きく重なるが、預金銀行は貴金属や貨幣取扱の専門家として、国内外にわたるその流れを広く承握していたということ¹³⁾。要言すれば、中世の預金銀行は国内の経済構造よりも、むしろ世界（西欧）的な貿易金融活動の一環として、その機能を最大限に発揮していたのである。

したがって、もしこうした機能が低下するか、あるいは破綻をきたすようなことがあれば、それは必然的に預金銀行に対して、海外市場を含む経済構造総体の中での位置変換を促迫する契機となるはずである。ド・ルーヴァーが注目した西欧各地における民間から公立へという〈預金銀行の展開過程〉は、その対応のひとつの表われだったのではないか、というのが本稿の方法論上の出発点である¹⁴⁾。

11) とりわけレヴァント貿易では、決済商品としての金銀正貨が大量に必要とされたから、預金銀行の役割はきわめて重要であった。Mueller, R. C., "Chome L'Ucciello di Passagio": La Demande Saisonnière des Espèces et le Marché des Changes à Venise au Moyen Age," in: Day, J. ed., *Etudes d'Histoire Monétaire, XII-XIX^e siècles*, 1984, pp. 195-219.

12) De Roover, R., "New Interpretations," pp. 215-216.

13) 貨幣市場が混乱をきたすたびに政府からその責任を厳しく追求されたのが預金銀行や両替商であったということは、近代以前の西欧では普遍的とも言える事象であった。Day, J., "The Great Bullion Famine in the Fifteenth Century," *Past & Present*, No. 29, 1978. p. 15, 17, 25, pp. 28-29, 31-32.

14) アッシャーやド・ルーヴァーが預金銀行の国際的な活動や機能を強調していないというのではない。しかし、たとえば、貿易投資への資金運用といった銀行活動が彼らの議論の中で重要な意味を持つのは、それが銀行経営の不安定要因となり、それを破綻させる原因ともなった、という限りにおいてである。Usher, A. P., *op. cit.*, p. 289. De Roover, R., "Early Banking before 1500 and the Development of Capitalism," *Revue Internationale d'Histoire de la Banque*, vol. 4, 1971.

次章からはヴェネツィアを具体的な叙述対象として、16世紀末に始まる〈預金銀行の展開過程〉を、経済構造の諸側面との連関のうちに動態的に把握することを試みる。その場合とりわけ注目しなければならないのは、預金銀行による貴金属や為替の流れの管理が、その〈展開過程〉を通じてどのように変化していったかという問題であろう。

II 〈預金銀行の展開過程〉その1

——民間預金銀行の消滅——

1. 1560年代の民間預金銀行

1569年1月、ヴェネツィア政府は、当時ヴェネツィアで営業していた4行の民間預金銀行（ドルフィン、ピザーニエティエポーロ、コッレーレ、サヌート）に対し、法令をもってその解散を命じた。このような前例のない命令が下されるに至った直接の理由は、政府が近年の急激な金銀通貨比価の上昇を、これら4行の投機的な金価格の吊上げによるものと判断し、その責任を問うたところにあった¹⁵⁾。

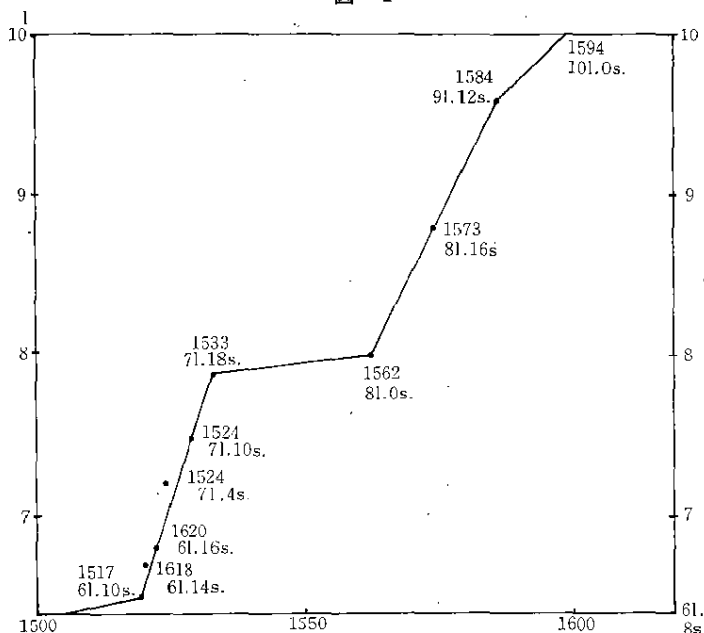
たしかに図1が示すように、銀貨の計算単位で表現されたドゥカート金貨の価格は、1560年前後から急角度で上昇し始めている。しかし、金価格のこうした急激な上昇の原因としては、まず、1550年代後半からの香料貿易の目ざましい復興がヴェネツィアへの銀供給を増大させたという事実¹⁶⁾が指摘されなければならない。

そのうえで、政府が非難したように、もし預金銀行が投機を企てていたとしたら、それは銀市場のこうした緩和状況に便乗しようとしたものであったと考えられるのだが、1560年代の銀行活動に関する史料不足のために、現在のとこ

15) Pullan, B., "Editor's Introduction," in: Pullan, B. ed., *Crisis and Change in the Venetian Economy in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1968, p. 16.

16) 南ドイツ銀鉱—アントワープ—ポルトガル商船、南ドイツ銀鉱—ヴェネツィアという16世紀中頃の銀の流れ（香料輸入の決済に必要）については、Van Houtte, J. A., "Anvers aux XV^e et XVI^e siècle," *Annales, Economie, Société, et Civilisation*, 1963, No. 5, p. 293.

図 1



SOURCE: Shaw, W. A., *The History of Currency*, 1896, p. 335.

る、その実証は不可能である。

過去の事例に照らし合わせれば、こうした投機の可能性は否定できない¹⁷⁾。しかし、それよりもここで重要なことは、かつての貨幣市場の混乱期においては決して民間銀行の決定的な抑圧策にまでは踏みきることのなかった政府が、今回はそれらに解散を命ずるほどの厳しい措置を講じたということである。この国の長い歴史のなかで最大級の貿易商人でもあり、同時に最高の政治的指導者を数多く輩出してきた銀行家と政府との間に、1569年にはじめて完全な利害

17) レヴァント貿易に投資すべき資金(15世紀末以降は主に銀)の確保を狙って貨幣市場を操作することは、この国の預金銀行家の言わば常套手段であった。そして、それに対する政府の不信の念もまた常に強かった。Mueller, R. C., *op. cit.*, p. 201. Dunbar, C. F., "The Bank of Venice," *Quarterly Journal of Economics*, vol. 6, 1892, p. 316. Luzzatto, G., "Les Banques Publiques de Venise (siècles xvi-xvii)," in: Van Dillen, J. G., *History of the Principal Public Banks*, 1964, pp. 42-43.

関係の乖離が生じたと言える。利害関係の乖離とは何か、その背景には何があったのか、その検討は後ほど試みることにしよう。

2. 新大陸銀の流入の影響

1574年、ヴェネツィア政府の十人委員会は次のような法令を出している。「現在この都市では、金貨と銀貨とを問わず、通貨がきわめて不秩序な状態にあるため、（貨幣市場の今後の）見通しに適切な原則を与える必要がある。そこで法の定めるところにより、銀や銅のいかなる種類の外国通貨にしろ、それらを保有しているとみなされる者との通貨授受をこの都市で行なうことを禁止する。これらの外貨はすべて追放されなければならない……」

貶化をきたした国内通貨の流通に対する一連の厳しい禁止条項をも含むこの時の法令は、国内外の質の劣る通貨が1574年当時のヴェネツィア貨幣市場で根強く流通していたことを物語っている¹⁸⁾。そして、貨幣市場の混乱がその後も長らく続いたことは、十人委員会や元老院が貨幣問題に関して出した多くの法令や意見書などから明らかである。たとえば1584年の元老院法令は、貶貨の大量流通が本来の品位を備えた良貨の不足を誘発していたことを浮彫りにしている¹⁹⁾。

貨幣市場の混乱は17世紀に入っても収束しなかった。「金・貨幣局」長官カタリーノ・ゼンが1605年に行なった貨幣市場に関する報告は、祖国の将来に対する強い危機感に満ちている。「質の劣る通貨の流通が国内に認められたところでは、あらゆる金、銀、商品が取返しのつかぬほど奪い取られてしまった。そこでは自然の成行のままに、商業と工業が衰え、そして潰え……たのである。……とりわけ市民と大商人の多く集まっていたアントワープにおいて。このような不幸の大部分が（ヴェネツィアではいまだに）感じられも、証立てることもできないなどとは既に言えなくなっている。」

18) Magatti, E., "Il Mercato Monetario Veneziano alla fine del Secolo xvi," *Nuovo Archivio Veneto*, vol. 27, 1914, pp. 259-266. 以下、一次資料の引用文中における括弧はすべて引用者による。

19) Magatti, E., *ibid.*, p. 261.

こう語った後、ゼンは、高品位を備えた通貨の貨付利利率が月に20パーセントを越えているという事実を指摘し、深刻な良貨不足の実状を元老院に訴えている²⁰⁾。

流通通貨市場の混乱を是正しようとする政府の対策(後述)がほとんど見るべき成果を挙げることができなかったのは、1570年代に入ってからヴェネツィアで本格的に高まり始めた新大陸銀の流入圧力²¹⁾と、時を同じくして生じた貿易収支の悪化とが相俟って、いわゆる「グレシャムの法則」をこの国に作用させることとなったからである²²⁾。

1568年、スペイン皇帝は新大陸銀の国際的集散地をアントワープからブザンソン、ジェノヴァへと移転した。この移転は、新大陸銀やスペイン・レアル貨がイタリアから東地中海方面へと本格的に流入する大きな契機となった。当初はラグーザ商人やユダヤ商人が流通の担い手となっていたと思われるレアル貨は、しだいにヴェネツィア商人のレヴァント貿易決済にも利用されるようになり、17世紀初めに至ると、ヴェネツィアから輸出される通貨のうち、ドゥカート銀貨の占める割合はまったく微々たるものになってしまうのである²³⁾。

20) Magatti, E., *ibid.*, pp. 295-296.

21) イタリア諸地方への新大陸銀の流入は1570年に入ってから本格化したというのが現在までの通説である。Pullan, B., "Wage Earners and the Venetian Economy," in: *Crisis and Change*, p. 153. Cipolla, C. M., "La Prétendue Révolution des Prix", *Réflexions sur L'Expérience Italienne*," *Annales, E. S. C.*, vol. X, 1955, pp. 513-516.

22) 金貨に関しては、国内外のほとんどの通貨が無制限の流通を許されていた。このことは、金貨の貶化が少なく、それらが概ね良貨であったことを示しているが、実際にはそれらは国内で流通するよりも、多く外国に流出するか、退職されていった。銀貨に関しては、ヴェネツィアのドゥカート、スクード、それらより小額の諸種通貨、外貨としてジェノヴァのスクード、ミラノのドゥカトーネ、フィレンツェのピアストロ、さらにスペインのレアルやドイツのターレル等が国内で自由に流通することができた。しかし、銀貨は磨減が激しく、変造が容易であったから、流通を許された通貨よりも、貶貨の方が法規をくぐって多く流通したのである。Magatti, E., *op. cit.*, p. 259. Mandich, G., "Formule Monetarie Veneziane del Periodo 1619-1650," in: *Studi in Onore di Almando Saporì II*, 1957, pp. 1146-49.

23) 1610年から1614年までの間にヴェネツィアからレヴァントへ輸出された通貨の公式届出額のうち、85.05%がレアル貨であり、ドゥカート銀貨の割合はわずか0.29%にすぎなかった。ただし、この統計結果は、次にみる1610年の法令の影響を受けており、ヴェネツィアからの総輸出通貨の比率を正確に反映しているとは考え難い。Spooner, F. C., "Venice and the Levant: An Aspect of Monetary History (1610-1614)," in: *Studi in Onore di Amintore Fanfani V*, 1962, p. 649.

1610年、元老院は貿易商人に対して、国内に持込んだレアル貨の2割を造幣局(Zecca)に売却することを義務付けた。さらにその際商人は、残りの8割も全額を造幣局の管理に委ねなければならず、然る後にはじめて、必要に応じてそれらをレヴァントに向けて輸出してよいとされた²⁴⁾。元老院の意図が、レアル貨の少なくとも2割をドゥカート貨に切換えることによって国内の良貨不足を補うことにあったことは間違いない。しかし、切換率がその後しだいに引下げられていった²⁵⁾ことは、貿易商人の強いレアル貨選好を浮彫りにしている。彼らは、しだいに東地中海へと進出しつつあった英蘭商人との競争に打勝つために、少しでも多くのレアル貨をそのまま輸出に回そうとしていたのである。

このことは、国内での貶貨の根強い流通と合わせて、この国に作用した「グレシャムの法則」の重要な証左となるであろう。

3. 16世紀末のヴェネツィア貿易と民間預金銀行の消滅

1570年、トルコとの大規模な戦争が33年ぶりに勃発した。キプロス戦争(1570-73)である。この戦争を契機に多くの貿易ヴェンチャーが失敗と解散を余儀なくされ、それは、香料貿易がポルトガルの巻返しにあったこと、海賊まがいの英蘭商船が70-80年代に東地中海に本格的に進出してきたこと、香料に次ぐ高収益物産(葡萄酒、干葡萄、砂糖)の産地であるキプロス島を奪還できなかったことと合せて、ヴェネツィア商人のレヴァント貿易に占める地位を大きく低下させてしまった。

ヴェネツィア商人の主なレヴァント輸出品が毛織物と絹織物に、そして輸入品が生糸へと転換し始めるのはこの頃からである。しかし、それはもはや遠隔地間の中継貿易と言えるものではなく、相対的に規模の小さい局地的貿易の色合いが濃いものであった。こうして個別的な貿易規模の縮小を伴いつつ、ヴェネツィア全体の貿易収支は60年代と一転して赤字に陥っていったのである。

1569年に解散を命じられた4行のうち、辛うじてビザーニ・ティエポーロ銀

24) Spooner, F. C., *ibid.*, p. 648, pp. 656-664.

25) 切換率は1628年には12.5%, 1632年に10%へと切下げられた。Mandich, G., *op. cit.*, p. 1149.

行だけが1572年に営業の継続を認められた²⁶⁾。しかし、貿易利潤の減少や貿易機会の不確実性の高まり、良貨不足という情況に、政府に対する信用創造による貸付が重なったために、信用を維持できなくなったこの銀行は、銀行貨幣のうち続く減価の中で1584年5月に倒産に追いこまれた²⁷⁾。

有名な Banco della Piazza del Rialto (以下リアルト銀行) の設立が決定されたのは、この倒産と同年の12月、その業務開始は3年後の1587年である。この3年間はキプロス戦争以降のヴェネツィアにおける貿易、金融危機のピークとなった。リアルト銀行設立を呼びかける演説の中で、元老院議員トマゾ・コンタリーニは民間銀行倒産後の危機の深刻さを次のように活写している。

「銀行の倒産がこの都市にもたらした混乱と弊害の最近の事例は、まだ記憶に新しい。貴族と富者の家は翳り、沈鬱した。中位の階層の者、貧しい者は見捨てられ、混乱に投げ出された。子女には持参金がつかず、未亡人には手当が与えられず、保護を必要とする者には糧は恵まれなかった。商人はこの(銀行倒産の)打撃に苦しめられ、貿易商人は混乱を極めた。……これらの人々は誰もが銀行と関わりを持っていた。すべての事が同じもの(銀行)を通じてつながっていたのである。銀行の倒産は、それに依拠する他のあらゆる事を必然的に潰滅させたのである。』²⁸⁾

コンタリーニの演説は民間銀行に対する非難に充ちていた。金を退蔵してそ

26) ヴェネツィア貴族の資産の多くが没収されたコンスタンティノープルやキプロスとの貿易に深く関わっていたサヌート、ドルフィンの2行は、解散命令にしたがうまでもなく、1570年のうちに倒産した。残るコッレレー銀行は負債を完済した後に解散した。Pullan, B., "Editor's Introduction," in: *Crisis and Changes*, p. 16.

27) 造幣局が戦争金融として600万ドゥカートにものぼる巨額の国債を募集し、急激な預金引出を引起こしたことも、銀行に痛撃を与えた。Lane, F. C., "Public Debts and Private Wealth," in: *Mélanges en l'Honneur de Fernand Braudel*, 1972, p. 322.

ビザーニョ・エポロー銀行の負債総額は50万ドゥカートに達し、元老院介入の下で行なわれた清算は1590年になっても債権者への支払を完了することができなかった。Dunbar, C. F., *op. cit.*, p. 314. Stella, A., "La Crisi Economica Veneziana della Seconda Metà del Secolo XVI," *Archivio Veneto*, No. 58-9, 1956, p. 55.

28) Lattes, E., *La Libertà della Banche a Venezia dal Secolo XIII al XVII*, 1869, p. 123.

の価格を吊上げたこと、ヴェネツィアから良貨を輸出して拡散させたこと、そのあげくに預金返済が不能になり、この都市に危難をもたらしたことを取沙汰して、民間銀行の投資活動を舌鋒鋭く糾弾する彼の口ぶりからすると、あたかも貨幣市場の混乱の責任がすべて民間銀行の側にあるかのようであった²⁹⁾。

4. 16世紀の経済構造の転換

16世紀における貴族の内陸部（テッラ・フェルマ）への進出は、農業生産を目的とする土地投資活動（大規模な灌漑改良事業を含む）を伴っていた。生産的な土地投資の関心が強められていった要因はいくつか考えられるが、貴族の個別的な問題としては、やはり貿易の魅力が薄れていったことが、最も直接的な動機とみなされるべきであろう。

貴族の致富手段のこうした転換は長期にわたって漸次的になされたと考えなければならぬが、それは特権的な一部土地貴族層への政治権力の集中を伴ないつつ、彼らの総体的性格を大きく保守化させることとなった³⁰⁾。

一方、キプロス戦争以降、局地的性格を強めつつあった貿易に従事する主体的な階層は、貴族から中産市民、ヴェネツィア在住のユダヤ人へと決定的に移行していった³¹⁾。また、毛織物、絹織物をはじめとする、ガラス、皮革、木工、金属、印刷などの国内諸産業の16世紀における著しい発展を担ったのも貴族で

29) Lattes, E., *ibid.*, pp. 118-128.

民間銀行への不信任感を強く抱いていた政府ではあったが、しかし「預金振替銀行なしで商業を維持し、多様な取引を維持することは、不都合かつ困難であるばかりでなく、実際に不可能なことである」（コンタリーニの演説より）という認識をも、また強く持っていた。Lattes, E., *ibid.*, p. 120.

30) 16世紀初頭の最も有力な貿易商人のひとりであった預金銀行家ジローモ・ブリウーリは、その日記の中で次のような慨嘆をもらしている。「航海も少なく、香料もなく、利益がほとんどあがらないヴェネツィア商人は、貿易から手をひいてその金を土地に投資した。それによる利益は資本を全く動かさないか、なまぐらに運営するよりは少しはましなくらいであった。」永井 三明「ヴェネツィアの貴族」『イタリア学会誌』第29号, 1980, 215-216ページ。

他ならぬこのブリウーリが1564年に彼の相続人に対して、不動産を売却するか担保に入れるかして産業活動に投資することを禁止している。ブリウーリの銀行はその5年後に倒産した。Stella, A., *op. cit.*, p. 32.

31) 永井三明, 前掲論文, 226ページ。Stella, A. *ibid.*, pp. 50-51. Pullan, B., *Rich and Poor in Renaissance Venice*, 1971, pp. 566-573.

はなく、市民層出自のギルド親方層であったと考えられる³²⁾。

このような国内諸産業が（その輸出段階を含めて）、その振替取引に利用する銀行貨幣の価値安定を必要としていたことは言うまでもない。また、時として土地から貿易へと投資対象を切換えていた貴族にとっても事情は同じであった。たとえばバルバリゴなる貴族は、1570年から82年までの間に、土地から貿易、貿易から土地へと4回も投資対象を切換えている³³⁾。彼がビザーニ・ディエボーロ銀行の振替や支払を利用したのは、貿易のリスクと収益を見計らったのすばやい対応が、即座に多額の資金を必要としたからであった。同様に、土地の売買、改良等に伴う大規模な貨幣取引も銀行預金を利用したことであろう。したがって土地貴族にとっても、銀行貨幣の価値安定は単なる資産保全としての必要性を越えて要求されたのである。

こうした状況の下で、預金銀行が銀行貨幣の減価を預金者に強いることはもはや不可能であった。それはギルド産業家や土地貴族の経済的利害を損ねることに他ならなかったからである。このように考えれば、1569年の解散命令から84年のコンタリーニ演説に至るまでの、政府による民間銀行非難には、貨幣市場をめぐる上述のような利害対立があったのではないかと容易に推測しうる。しかし、この仮定を厳密に論証するには、土地貴族、銀行家、産業家の利害を各々代表する政治勢力の布置を分析することが必要なのであるが、いまこれ以上の考証を続けることはできない。

とにかく事実は既にみたように、この国の貿易投資力量の低下を背景に、そして銀行貨幣の減価と正貨兌換の不能のうちに、民間預金銀行は消滅し、二度と活躍の機会を与えられることはなかったのである³⁴⁾。

32) ナボラは、このギルド制こそが17世紀のヴェネツィア経済を硬化化させ、その輸出競争力を鈍らせる最大の要因になったと指摘する。Cipolla, C. M., "The Economic Decline of Italy," in: *Crisis and Change*, pp. 135-140.

33) Stella, A., *op. cit.*, p. 43. バルバリゴの投資規模は1,000ドゥカートから1,500ドゥカート程度と小さいものであった。

34) ただし、1597年に新たな民間銀行が1行だけ営業を認可されたことがあった。前例のない保証金、一定額の金銀の造幣局への供出、そして良貨での預金返済を条件に6年の期限付で開業したこの銀行は、期限をまたずに1601年にあえなく倒産している。Dunbar, C. F., *op. cit.*, p. 323.

III. 〈預金銀行の展開過程〉その2

——リアルト銀行の活動——

1587年に業務を開始するリアルト銀行は、打続く良貨不足のなかで、何よりも銀行貨幣価値の安定を目的としなければならなかった。

1. 業務内容

公立銀行であるとはいえ、リアルト銀行の直接の経営責任者である銀行総裁には私人が就くことになっていた。政府の管理指導は銀行監察官を通して行なわれた。健全な銀行経営を維持するために、総裁は監察官の3年毎の任期終了時に、全貸借勘定をいったん清算しなければならなかった³⁵⁾。

この銀行の主要な業務は、預金、振替、そして為替手形の支払である。しかし、かつての民間銀行に比べ、過振による信用創造や直接の貸付が認められなかった点、預金に利子がつかなかった点、振替の際に銀行が手数料を徴収しなかった点、そして小切手の禁止が復活した点において、それはまさに営利抜き純然たる預金振替銀行であった。

「口約束や小切手 (poliza) によっては、如何なる勘定記載を行なうこともできない。すべての記載はそれを望む者が赴いたうえで、常になされなければならない。」³⁶⁾

「責務として、そして宣明されたこととして、彼 (総裁) には考案された如何なる手段によっても、銀行貨幣、あるいは現金を用いての取引は一切認められない。もし彼がそうしたことに努め、貸付を行なったりしたならば、取引を行なったその額だけ、(資産を) 奪われるという容赦のない罰則を受けるであろう。」³⁷⁾

2. 貨幣政策の基本方針

前節でみた一連の制限的条項に続き、1593年には、手形裏書の禁止とヴェネ

35) Luzzatto, G., *op. cit.* p. 46. Lattes, E., *op. cit.*, p. 113. (1587年4月の元老院法令)

36) Lattes, E., *ibid.*, p. 117. (1584年12月の元老院法令)

37) Lattes, E., *ibid.*, p. 110. (1584年4月の元老院法令)

ツィアで支払われるべき為替手形のリアルト銀行への集中（銀行貨幣による振替）とを規定する法令が出された³⁸⁾。かくも厳しい銀行中心主義的な政策が推し進められたのはなぜか。

リアルト銀行は過振による信用創造を禁止されていた、換言すれば、預金に裏打ちされない貸方勘定への記載を認められていなかったから、銀行貨幣量それ自体の変動によって銀行貨幣価値がインフレ、デフレをきたすはずはなかった。しかし、プレミアムの裁定如何では、銀行は変動する流通通貨価値との対応において、銀行貨幣の実質的な価値の維持に失敗することもあり得る。たとえば、流通通貨における計算貨幣価値が下落したと判断した場合、銀行は銀行貨幣のプレミアムを引上げて調整しなければならない³⁹⁾。しかし、もしその引上幅が銀行貨幣の実質的な価値を維持するに十分でなかったならば、逆にそれを察知した市場において、銀行貨幣の需要量は低下を避けられなくなるのである。

つまり、営利拔きのリアルト銀行の下で信用創造による貸付の禁止を順守したとしても、混乱する貨幣市場は、相変わらず銀行貨幣価値の変動を誘発する震源であり、したがってまた投機の温床であり続けたのである。

貨幣市場における良貨不足の基調は、一方で支払手段としての銀行貨幣の必要性を高めながら、他方でその価値を不断の変動の危険にさらした。銀行貨幣に対するこうした相反的作用は、政府に次の二つの方策を相補的に推し進めることを要求する。ひとつは、銀行振替以外の信用手段を抑圧することによって、銀行貨幣の需要を高め、その価値安定を図ること⁴⁰⁾。もうひとつは、流通通貨市場そのものの健全化である。実際のところ、リアルト銀行の設立以来、政府

38) Lattes, E., *ibid.*, pp. 170-172. (1593年11月・12月の元老院法令)

39) たとえば、1584年当時では、1マルクの金は造幣局で67個のドゥカート金貨（ゼッキノ）に切り分けられていた。1個の価格は8リラ12ソルディである。ところが市場では、わずか72分の1マルクの重量しかない地金や金貨が同じ価格で流通していたのである。銀貨の具体例は明らかに、磨滅や変造の可能性が高かったから、銀貨の市場価格の上昇度のほうが大きかったであろうと考えられる。Magatti, E., *op. cit.*, p. 263.

40) Luzzatto, G., *op. cit.*, pp. 49-51.

は小切手や手形裏書を抑圧するかたわら、市場での悪貨流通の仕掛人とみなされた「中小金融業者 (banchetti)」の通貨投機や密貿易を再三にわたって取締る動きに出ている⁴¹⁾。

ところが、政府のこの基本方針は1602年から05年にかけて大きな動揺をみせるのである。

3. 17世紀初めの貨幣政策の動揺

1602年11月、元老院は100 ドゥカート以上の商業取引に伴う貸借関係については、これをすべて銀行貨幣によって支払うことを義務づける法令を成立させた。ところがその33日後の12月12日、元老院は一転して、11月法令の撤回を含む新たな法令を可決したのである。そこでは貨幣市場を直立すことの緊要性が強く謳われ、その具体策として、造幣局での貶貨と良貨との交換を促進するために公定買取価格を引上げることが決定された⁴²⁾。

本来相補的であるはずのこの両法令が、このとき排除しあうものとして現われた直接の理由は明らかでない。リアルト銀行経営の健全性に少なからぬ疑念（政府官吏への過振の疑い）を抱いていた元老院⁴³⁾は、ともかくその後の三年間、もっぱら良質金銀貨の供給策に力を注ぎ、リアルト銀行政策の推進にはそれほど意欲を示さなかった⁴⁴⁾。

しかし、既に紹介したカタリーノ・ゼンの1605年の報告は、こうして優先的に進められてきた良貨供給策がはかばかしい成果を収めることができなかった

41) Magatti, E., *op. cit.*, pp. 259-266, p. 276, 299, 310.

42) Magatti, E., *ibid.*, pp. 277-281.

43) 同年9月、元老院は政府官吏がリアルト銀行から過振による信用創造を受けることを再度禁止し、同時に、民間人がこの銀行の預金勘定を振替や支払に利用する際には明確な理由の提示が必要であるとする法令を出した。なお、1607年にも同様の趣旨の法令が出されている。Magatti, E., *ibid.*, pp. 268-269, 313-314.

44) 1603年、カタリーノ・ゼンはリアルト銀行への預金をすべて良貨で構成すること、つまり預金勘定の記載の際に、通貨をいったん造幣局で新規の発行貨幣と交換することを骨子とする、きわめて合理的な内容を盛込んだ改革案を元老院に具申した。元老院はこのような措置によっては銀行貨幣に対する投機を防ぐことはできないと判断して、それを却下した。少なくともリアルト銀行の業務の煩雑さを解消しようとする意図を持っていた点では評価できるゼンの改革案がこうして却けられたことは、銀行貨幣政策におけるこの時期の元老院の消極性を明確に示している。

Magatti, E., *ibid.*, pp. 286-294.

ことを物語っている。

銀行振替を商業取引の支払手段として一挙に義務付けることを狙った1602年11月の法令が復活するのは、ゼンの報告の5か月後、すなわち1605年12月のことであった⁴⁵⁾。この規定は07年の法令において再度確認され⁴⁶⁾、貨幣市場の立直しを図る試みがその後も次々と失敗に終わっていくなかで、以後問題解決の基本方針となっていくのである。

4. 預金高の推移と経済的機能

リアルト銀行は開設当初から現金支払の要求を受けることも少なく、1592年の危機を除けば、その預金高を順調に伸ばしていった。1597年に95万ドゥカートを超えた預金高は、第二の公立銀行が設立される1619年の前年には約170万ドゥカートにまで達している。この時が預金高のピークであった。やがて第二の公立銀行がリアルト銀行の機能をしだいに吸収していくにつれて、その預金高は漸次減少し、銀行が廃止される直前の1637年には5.4万ドゥカートにまで落ちている⁴⁷⁾。

通商五人委員会は1638年、リアルト銀行の預金高が年平均で100万ドゥカートを越えていたと報告した。ルツァットの試算によると、この年平均預金高は、1610-36年のアムステルダム銀行における年平均の貨幣地金勘定(encaisse métallique)を上回っている⁴⁸⁾。

最後の民間預金銀行であるピザーニエティエポーロ銀行の負債総額はおよそ50万ドゥカートであった。この額はほぼ預金高に等しかつたと考えてよい。したがって、1584年から1618年までの34年間で、ヴェネツィア市の公式の預金総額は3倍近くにまで伸びたということになる。

リアルト銀行の主要な経済的機能が中継貿易への銀供給ではなく、輸出入段

45) Magatti, E., *ibid.*, pp. 304-306.

46) Magatti, E., *ibid.*, p. 313.

47) Pullan, B., *op. cit.*, p. 18. Mandich, G., *op. cit.*, p. 1152. Luzzatto, G., *op. cit.*, p. 48.

48) 当時の為替レートにしたがって 2¹/₂ ducat d'argenti = 5 fiorini で換算すれば、アムステルダム銀行は154.8万フロリン、リアルト銀行は250万フロリンである。Luzzatto, G., *ibid.*, p. 49.

階を含めた国内産業の振替取引にあったのではないかという仮説は、いまのところ以下に二、三列挙する事実から間接的に論証されるにすぎない。すなわち、1570年代末から職人の流出が続いたいくつかの不況産業がリアルト銀行設立後、生産高や共同出資会社設立の動きなどの点で回復過程に入ったと考えられること⁴⁹⁾、90年代に入って若干の立直りを見せるレヴァント輸出の中心品目が国内産業の生産する奢侈品であったこと、17世紀冒頭にみられた香料等の中継貿易の短かい繁栄とその後の連鎖的な倒産に対してリアルト銀行の預金高に異状が認められなかったこと、などである。

5. 小括——「貨幣の二層構造」

実在貨幣と計算貨幣とから成る中世の貨幣システムの下では、銀行貨幣は市場流通通貨における計算単位とただプレミアムによってのみつながれた貨幣であるにすぎない。流通通貨が実体的な貴金属として実在貨幣でもあるのに対し、銀行貨幣は言うまでもなく実在貨幣としては存在しない。

中世を通して、ヴェネツィアはこのような貨幣システムに高度な機能を与え、自在に駆使してきた。つまり、レヴァント貿易の決済のために貨幣（総輸出入額の差額補填としての貨幣）というよりも、むしろ一種の貿易商品として大量に輸出されたドゥカート金銀貨は、一方で計算単位の基礎として、西欧的規模で取引される為替手形や銀行貨幣の価値表示のために大いに利用されたのである。

このようにすぐれて合理的なヴェネツィアの貨幣システムが十全な機能を果たすには、貴金属の豊富な流入と国内貨幣市場（貿易に利用される高品位金銀貨の市場のこと。それらは、国内での日常の小取引に用いられる低品位銀銅貨と、計算単位においてまったく切離されていた。）⁵⁰⁾の安定が必要であった。

49) ヴェネツィア市の銅製錬業は1587年12月に政府の助成を受け、鉄工業も急速に生産を伸ばし始めた。また1589, 91, 94年と次々に設立されたガラス、染色、毛織物の各共同出資会社は、金融事情が好転しつつあったことを示している。Stella, A., *op. cit.*, pp. 61-62.

50) Cipolla, C. M., *Money, Prices and Civilisation in the Mediterranean World*, 1967, pp. 13-37.

16世紀末からの遠隔地貿易の不振と銀の流入圧力の増大がこれらの前提条件を奪ったとき、この国の貨幣システムは、それまで一国の規模を越えて機能し続けてきただけに、大きな動揺にさらされることになったのである。

この危機を契機に貿易商人は良貨、とりわけ信用性の高いレアル貨をもはやドゥカート貨に切換えることなく、輸入から輸出へとそのまま流通させるようになっていった。貿易金融部門のこのような分離を伴いつつ、国内では新たな貨幣システムの形成が試みられようとしていた。良貨不足を克服するために、銀行振替を国内における主要な支払手段として義務付ける政策は、巨視的にみれば、実在貨幣と計算貨幣とから構成される中世の貨幣システムを変革する第一段階を成すものだったのである⁵¹⁾。

わたしたちは、国内と貿易金融における貨幣システムのこうした分離を「貨幣の二層構造」と呼ぶことにする（ただし、ここで言う貿易金融とはレヴァント貿易金融のことを意味するにすぎず、したがって、この概念は西欧で機能している為替機構と国内貨幣システムの連関を明らかにするものではないという点において、いまだ包括性に欠けている）。「貨幣の二層構造」は、貿易収支の悪化や貿易事業の失敗に起因する貨幣市場の混乱が国内諸産業に弊害を及ぼすのを防ごうとした。貿易から農工業へという16世紀ヴェネツィアの経済構造の転換を背景に据えと、ここに民間から公立へという〈預金銀行の展開過程〉の防衛的な、そして同時に、積極的な性格を見出すことができるのである。

むすびにかえて

たとえ銀行貨幣価値の安定のためとはいえ、小切手や手形裏書の禁止は、将来の信用経済の発展性という観点に立てば、重大な限界を画すものであった。1597年より、政府は自らを負債者とする貸方勘定（「新規振替」）の流通を目的とする新たな信用機関の拡充に努めた。1619年に、それは第二の公立銀行

51) 豊富な貴金属を思うがままに費やしなが、国力を疲弊させていくスペインをヴェネツィアが教訓としていたことは、16世紀末のいくつかの外交文書から窺い知ることができる。Magatti, E., *op. cit.*, p. 320.

Banco del Giro (以下ジロー銀行)へと発展を遂げた⁵²⁾。ジロー銀行は国家に対する信用創造のみならず、民間からの直接の現金預金の受容というリアルト銀行の機能をしだいに兼備するようになり、1638年に後者を吸収するに至った。

銀行貨幣のプレミアムを高めに維持することがジロー銀行政策の基本方針であったが、それでも預金高の需給均衡点は17世紀を通じて150万ドゥカート程度にとどまっており、それを越えたあたりから銀行貨幣は減価を始めた。リアルト銀行の預金高のピークが約170万ドゥカートであったことを考えれば、ヴェネツィアにおける銀行信用の停滞が明らかとなる。

この停滞は、ギルドの手工業や貴族による土地支配という生産形態の強固な残存を反映していることは言うまでもない。しかし、〈預金銀行の展開過程〉期のヴェネツィアを、たんに商業資本主義から封建制への後退⁵³⁾と規定する立場を、本稿はとらない。

ウォーラースティンのいう「長期の16世紀」⁵⁴⁾に、政治的にはトルコ、スペインに、経済的にはイギリス、オランダに押され、終始守勢に立たされたヴェネツィアが、拡大する世界市場のなかで「貨幣の二層構造」を構築しようとした過程は、ド・ルーヴェーのような近代からの整序された視点によっては扱えないのではないのか。

52) 政府による穀物買付代金を振替可能な預金勘定として創造するという形式から始められた新規振替制度は、1619年に造幣局における地金買取にも適用されることになり、これら業務を一本化して引受けるために、ジロー銀行が設立された。この銀行は他の政府支出や為替手形支払のための信用創造も行なった。

53) Manca, G., "Un Modello Economico della Città Marittima Italiana dal XIV al XVI secolo," *Nuova Rivista Italiana*, No. 60, 1970, pp. 262-265.

54) Wallerstein, I., *The Modern World-System: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy in the Sixteenth Century*, 1974. (川北稔訳『近代世界システム—農業資本主義と『ヨーロッパ世界経済』の成立(I)(II)』1980.)